第123回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 平成30年12月14日(金)

開催場所 北海道運輸局 6 F会議室

□議 題□

1. 審議事項

船員に関する特定最低賃金の改定(案)について

2. 報告事項

- (1) 平成30年度最低賃金専門部会(3業種)審議結果について
- (2) 管内船員職業安定業務取扱状況(平成30年11月分)について
- (3) 離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて
- (4) 離職四法に基づく求職者手帳発給数及び支給実績について
- 3. その他
- (1)情報交換
- (2) 次回の船員部会開催日について

□議事概要□

- 1. 審議事項に入る前に、平成30年度最低賃金専門部会(3業種)審議結果についての報告 が各専門部会長から行われた。
- 2. 船員に関する特定最低賃金の改正(案)についての審議に入り、事務局より下記について 提案があり、原案のとおり決議された。

北海道地方交通審議会船員部会は、北交審第28号(平成30年8月8日付)により本船員部会に付託された船員に関する特定最低賃金「北海道内航鋼船運航業及び木船運航業」、「北海道海上旅客運送業」及び「北海道漁業(沖合底びき網)」の改正について、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。

(1)北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

職員 「246,800円」を「248,100円」に、

ただし書の職員 「230,350円」を「231,650円」に、

部員 「187,600円」を「188,950円」に、

ただし書の部員 「178,450円」を「179,800円」に改正

(2)北海道海上旅客運送業最低賃金

職員 「242,700円」を「244,000円」に、

部員 「181,500円」を「182,850円」に改正

(3)北海道漁業(沖合底びき網)最低賃金

1人歩船員 「198,700円」を「199,300円」に改正

3. 事務局より、今後の効力発生までの手続き等について、説明があった。

4. 事務局より、平成30年11月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があった。

公益委員より、タンカーの求人が多いが、何か要因があるのかとの質問があり、事務局より、定期的に出されているタンカーの求人であると回答があった。また、貨物船の求職者であってもタンカーに乗れるかとの質問があり、労働者委員より、乗船は可能だが、上級職員には防災の資格や乗船経験も必要と回答があった。

5. 次回の第124回船員部会は、平成31年1月25日(金)13時30分より6階会議室で開催することを確認した。

(以 上)

北海道運輸局海事振興部船員労政課